



# 10月定例会議

(2024年10月18日)



# 10月定例会議

(2024年10月18日)



- 議 題① 7月、8月事故報告について  
情報提供② 警察庁・SDA共催#21回安全運競技大会  
情報周知③ 11月からの自転車罰則強化について

三塚顧問のアドバイス

連絡・調整事項等

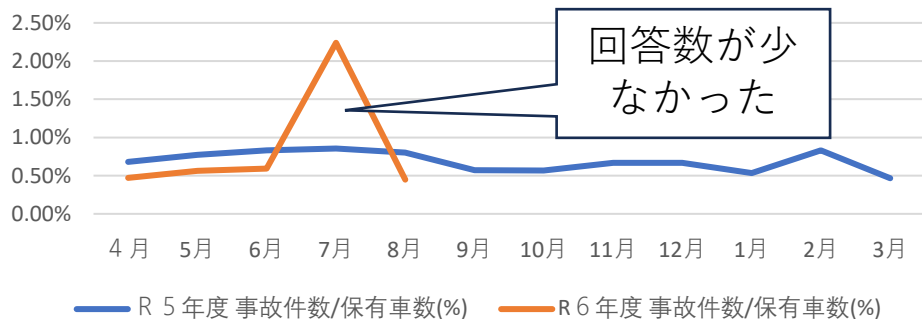
平成6年度の実技講習会、競技大会、会議開催計画

# 議題① 7月、8月事故報告について

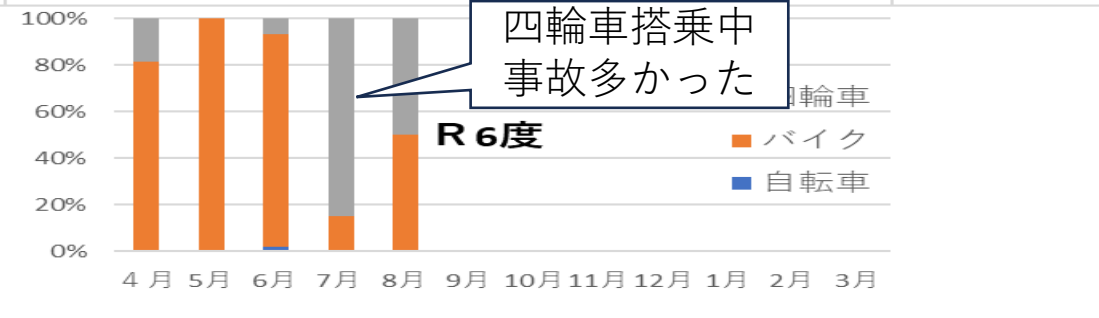
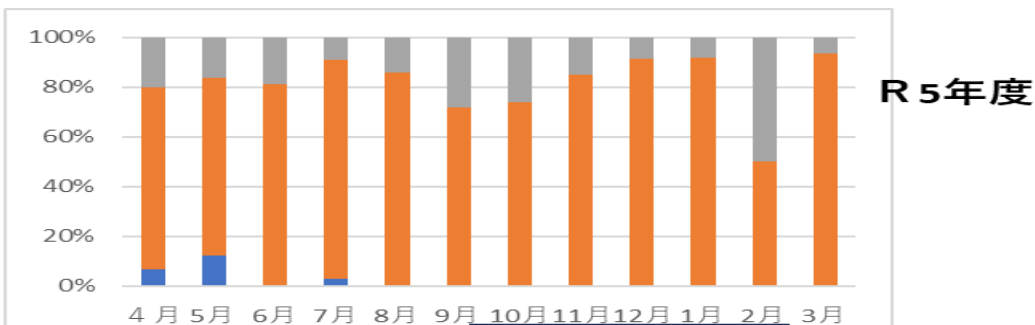
## 0 事故件数／保有

事故件数／保有車両数＊（％）

＊報告件数により異なる



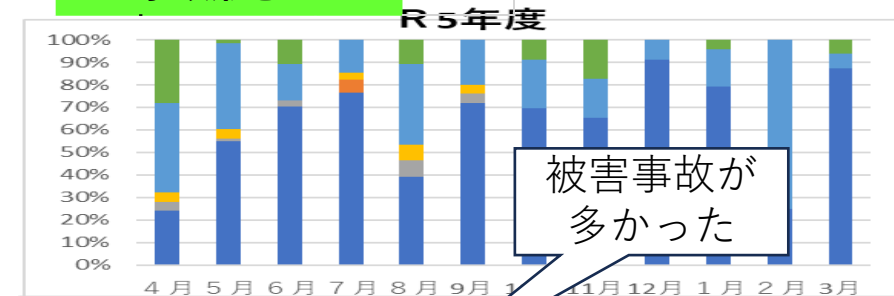
## 1 搭乗車両区分



## 1.1 事故時の当方心理状態等（被害事故を除く）



## 2 事故形態について



# 警視庁・SDA共催第21回安全運転競技大会実施要領（案）

教育センターコース  
(多摩川河川敷、東名高速道路下)  
※交通安全教育センター建物の道路を挟んだ反対側です。



- ◆主 催
- ◆後 援
- ◆目 的
- ◆会 場
- ◆日 時
- ◆参加資格

警視庁交通部・全日本デリバリー業安全運転協議会（SDA）  
 一般財団法人 東京都交通安全協会  
 SDA会員各社に勤務する従業員の安全運転に関する意識と技能の向上を図る。  
 警視庁交通安全教育センター（世田谷区喜多見 1-1-7）  
**令和6年10月23日（水）12：30～16：35**  
**東京都在住者又は都内の店舗に勤務する者**で、SDA会員各社が推薦する優秀な  
 ドライバーで、過去に個人総合優勝をした者も参加できる。  
 マatchingプラットフォーム運営会員も参加できる。  
**41名**（3～5名で1個チームを編成する）締め切り済み

- ◆参加選手
- ◆参加料
- ◆競技内容
- ◆競技車両
- ◆表彰等

**無 料**  
**交通法規学科テスト（○×式）、法規走行競技、応用走行競技**  
 原付三輪車又は二輪車（競技車両は各社で準備、配達用BOX装着）  
 ・ **個人賞**：優勝、準優勝、第3位～第6位（理事長表彰状、メダル、副賞）  
 ・ **個人総合優勝経験者部門**：第1位（理事長表彰状）  
 ・ **団体賞**：優勝（警視庁交通部長表彰状、副賞）  
 減点方式 応用走行の減点は、基準タイムより減点（当日決定）  
 1秒につき2点減点。女性のハンディ・タイムは設けない。

- ◆採点要領

- ◆大会実行委員（敬称略）  
 (株)フォーシーズ、(株)ライドオンエクスプレスホールディングス、(株)ストロベリーコーンズ）、  
 SDA 計5名
- ◆大会運営スタッフ及び指導員等
  - 会員各社等運営スタッフ（実行委員を含む） 17名（参加各社及び賛同会社が協力）
  - 交通安全教育係、指導員等 約30名
  - 二輪車安全運転推進委員会 特別指導員 6名

# 自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

ダメ!! ながらスマホ 酒気帯び運転



令和6年11月1日  
道路交通法改正

## 自転車運転中の新たな罰則

- 携帯電話使用 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

即赤キップ

## 令和6年11月1日 道路交通法の改正

# 自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

### 運転中ながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は、**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

### 酒気帯び運転および補助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

## 自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反省して行った者は講習制度の対象となります。

**危険行為** 信号無視、指定場所一時不停止、逆走、踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

# 交通安全情報

令和6年11月1日施行



## 自転車の飲酒運転禁止強化

～「酒気帯び」にも罰則適用！！～



道路交通法第65条第1項（酒気帯び運転等の禁止）

道路交通法第65条第1項の規定に違反して車両等（自転車以外の軽車両を除く。）を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったもの。

**罰則**

道路交通法第117条の2の2第1項第3号

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

さらに【飲酒運転周辺者三罪の車両に自転車が含まれます】

○酒気帯び運転をするおそれのある人に  
車両（自転車以外の軽車両を除く）を提供してはいけません



車両提供罪（道路交通法第65条第2項、第66条第1項第2号の2第4号）

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

○酒気帯び運転をするおそれのある人に  
酒類を提供し、または飲酒をすすめてはいけません



酒類提供罪（道路交通法第65条第3項、第66条第1項第2号の2第2号）

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

○運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自己を運送するよう要求  
依頼して車両（自転車以外の軽車両を除く）に同乗してはいけません



同乗罪（道路交通法第65条第4項、第66条第1項第2号の2第3号）

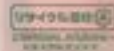
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車だからって甘く考えるな

NO



酒を飲んだら乗らない！



# 交通安全情報

令和6年11月1日施行



## 自転車を利用する皆さんへ

～運転中の携帯電話等使用等禁止について～



自転車も道路交通法の罰則が適用されます



**変更**

道路交通法第71条第5号の5

自動車、原動機付自転車又は自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

具体的には

携帯電話等使用等（保持）



携帯電話等（スマートフォンなど）を手を持ち通話のために使用しながら自転車を運転した場合



携帯電話等（スマートフォンなど）の画面に表示された画像を手で保持して注視しながら自転車を運転した場合

罰則：6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金  
【道路交通法第118条第1項第4号】

具体的には

携帯電話等使用等（交通の危険）



携帯電話等（スマートフォンなど）を使用又は画像を注視しながら自転車を運転して、事故などの交通の危険を生じさせた場合

罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金  
【道路交通法第117条の4第1項第2号】

ながらスマホは事故の元、交際ルールを守りましょう！

街とともに、人とともに  
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁



TOKYO SAFETY ACTION  
https://www.safetyaction.tokyo/



色んなとらえ方で広報しています

9月4日付けで全国の警察に交通警察運営について通達した

# 警察部内も徹底に力を入れています。

- 1、自転車の交通事故防止のための規定整備
  - (1) 自転車の運転中における携帯電話使用等に関する規定整備
 

法において、自転車運転中における携帯電話使用等を禁止することとしたものである。
  - (2) 自転車の酒気帯び運転等に関する規定整備
 

自転車の酒気帯び運転及びこれを助長する行為を新たに罰則の対象とすることとした。

(飲酒運転を助長する行為)

    - 酒気を帯びている者で、飲酒運転をするおそれがある者に対して車両等を提供する行為
    - 飲酒運転をするおそれがある者に対して酒類を提供し、又は飲酒をすすめる行為

2、運転の定義に関する規定の整備

ペダル付き原動機付自転車、原動機を用いずペダルのみを用いて人の力により走行させる行為が、原動機付自転車等「運転」に該当することを明確化することとした。

## 運転中の携帯使用を禁止

### 新たな交通警察運営について通達

<p>【1】 自転車の運転中における携帯電話の使用を禁止する規定の整備</p> <p>自転車の運転中における携帯電話の使用を禁止する規定を整備し、9月4日付けで全国の警察に通達した。</p>	<p>【2】 自転車の運転中における酒気帯び運転等の規定の整備</p> <p>自転車の運転中における酒気帯び運転等の規定を整備し、9月4日付けで全国の警察に通達した。</p>	<p>【3】 自転車の運転中における酒類提供等の規定の整備</p> <p>自転車の運転中における酒類提供等の規定を整備し、9月4日付けで全国の警察に通達した。</p>	<p>【4】 自転車の運転中における原動機付自転車の定義の整備</p> <p>自転車の運転中における原動機付自転車の定義を整備し、9月4日付けで全国の警察に通達した。</p>
---	---	---	---

自転車の「ながら運転」、酒気帯び運転が厳罰になります！

※令和6年11月23日までに施行されます(道交法の一部改正が5月24日に公布されたため)。

### 自転車の「ながら運転」

- スマホなどを手に持って通話する。
- スマホなどを手に持って画面を見続ける。

➡ 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

- 「ながら運転」をして交通の危険(交通事故など)を生じさせた場合

➡ 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



### 自転車の酒気帯び運転

- 従来は「酒酔い運転」に限り罰則が適用されていましたが、法改正により、「酒気帯び運転」にも罰則が適用されます。

➡ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※「酒酔い運転」については、従来どおり「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金」です。



## 自転車運転者講習の概要

### 1. 概要

自転車の交通ルール遵守を徹底するため、自転車の運転に関し一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上反復して行った者に対し、都道府県公安委員会が講習受講を命ずる。

### 2. 対象

自転車を運転して信号無視等の危険行為(15類型)を行い、交通違反として取締りを受けた人 又は、交通事故を起こして送致された人。ただし、3年以内に違反又は事故を合わせて2回以上反復して行った場合

### 3. 受講命令

都道府県公安委員会が、対象者に対し自転車運転者講習受講命令書を交付し、3ヶ月以内に自転車運転者講習受講を命ずる。

### 4. 受講時間・手数料、従わない場合の罰金

3時間 6,000円. 受講命令に従わなかった場合5万円以下の罰金

### 5. 危険行為15類型

現在重大事故等のみの赤キップから  
来年？は軽微なものも青キップ取締りへ

①信号無視	②通行禁止違反	③歩行者用道路徐行違反
④通行区分違反	⑤路側帯進行方法違反	⑥遮断踏切立入り
⑦交差点安全進行義務違反等	⑧交差点優先車妨害等	⑨環状交差点安全進行義務違反等
⑩指定場所一時不停止等	⑪歩道通行時の通行方法違反	⑫制動装置不良自転車運転
⑬酒酔い運転 赤キップ	⑭安全運転義務違反	⑮妨害運転

《11. 1から危険行為に追加》・運転中のながらスマホ・酒気帯び運転及び幫助 赤キップ



## 一方、特に道路横断中の歩行者の死亡事故増大

## 都の秋の交通安全成果

### 安全運動期間中の都内交通事故発生状況

● 発生件数（概数）	719件
【前年同期比】	-109件（-13.2%）
● 死者数	4人
【前年同期比】	0人（±0.0%）
● 負傷者数（概数）	787人
【前年同期比】	-114人（-12.7%）

※ 都内の交通安全運動期間中における交通人身事故は、前年同期と比べて死者数は同数、発生件数、負傷者数は減少しました（前年安全運動期間：令和5年9月21日から30日まで）。

※ 過去最も死者数が多い年 昭和44年秋（34人）  
過去最も死者数が少ない年 令和元年秋（1人）  
（春・秋の期間中。同数の場合は新しい年の数値。）

謹啓 仲秋の候 ますます御清栄のこととお慶び申し上げます  
貴協議会には 平素から 地域における交通安全活動の原動力として御尽力くださっているほか 警察活動の各般にわたり並々ならぬ御高配を賜り 厚く御礼申し上げます

さて 九月二十一日から三十日までの十日間にわたり実施されました秋の全国交通安全運動では 関係機関・団体・地域・職域の皆様方の御協力をいただき 「反射材等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止」や「自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底」などの重点に基づき 各種対策に取り組んでまいりました

交通安全期間中の交通事故発生件数は四件で 昨年と同数という結果でありましたが 都内の交通事故発生件数が減少傾向にあるという流れを継続できたことは まさに交通安全運動の成果であると 改めて皆様の御支援に深く感謝申し上げます次第であります

一方で 十月六日現在 本年中の都内の交通事故死者数が前年の同時期と比べて十三人増の一〇五人となっております 極めて深刻な状況となっております

特に その四割以上が歩行者で 多くの方が道路横断中に命を落とされていることは 憂慮に堪えない状況であります

警視庁では 現在 「世界一の交通安全都市TOKYOを目指して」をスローガンに掲げ 都民が安全・安心を実感できる快適な交通社会の実現を目指し 各種対策を推進しておりますが 事故の現状を重く受け止め 悲惨な交通事故を一件でも減らすため 改めて全力を傾注してまいる所存です

貴協議会におかれましても 交通安全対策に対する一層の力強いお力添えを賜りますよう よろしくお願い申し上げます  
まずは略儀ながら書中をもって御礼申し上げます

謹言

令和六年十月

警視庁交通部長

日下真一

# ○ 歩行者被害交通事故の状況

- 状態別死者の構成率は、春から夏は自動車乗車中が最多、9月以降は歩行中が最多
- 10月～12月の日の入り後1時間における歩行者死亡事故は、7月～9月の約2倍に増加

10月以降の歩行者死亡事故  
特に日の入り後1時間  
高齢者以上の  
横断歩道以外の横断  
が多くなる

月別状態別交通事故死者数・構成率の推移【令和元年～5年合計】



(注)・構成率は全死者数に占める割合である。

日の入り後1時間における自動車対歩行者死亡事故（第1・第2当事者）の月別比較【令和元年～令和5年合計】

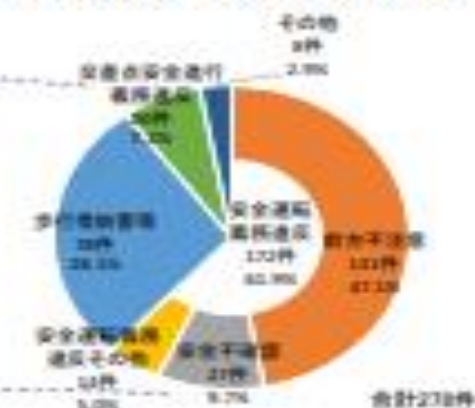


(注)自動車と歩行者が衝突し、歩行者が死亡した事故について集計した。

事故類型別件数



自動車運転者の法令違反別件数



## 令和6年度実技講習会等計画・実施状況

No.	6年度		実施場所	実技指導担当	備考
	月日(曜)	人数			
1	4/8(月)	12	豊島自動車練習所	池袋署、三交機、二普協	済
2	5/14(月)	17	寺原自校(熊本)	同校	済
3	5/21(火)	10	フィンモータースクール上尾	〃	済
4	6/9(日)	9	府中免許センター	府中署、府中安協、二推	済
5	9/23(月)	3	豊島自動車練習所	池袋署、三交機、二普協	済
6	9/27(金)	5	中央自動車学校(岩手)	同校、講話 岩手県警察本部	済
7	9/27(金)	2	ラヴイトライビングスクール蒲田	蒲田署	済
8	9/29(日)	0	府中免許センター	府中署、府中安協、二推	中止
9	10/16(水)	7	伏見デルタ	同校	済
10	10/17(木)	39	荒川自然公園(自転車)	荒川警察署、荒川区共催	済
11	11/10(日)		安全運転教育センター	府中署、府中安協、二推	
12	11/11(月)		東福岡自校	福岡県警察交機隊、二普協	
13	11/11(月)		北方自校(北九州市)	北九州市警察部 機動警察隊	
14	11/19(火)		寺原自校(熊本)	同校	
15	11/24(日)		安全運転教育センター	府中署、府中安協、二推	
16	11/28(木)		保土ヶ谷公園A駐車場	保土ヶ谷署、ホワイトエンジェルス	
合 計					

## 令和6年度競技大会

No.	6年度		実施場所	6年度大会名	備考
	月日(曜)	人数			
1	9/7(土)	45	安全運転中央研修所	#25SDAセーフティコンテスト	済
2	10/23(水)	41	警視庁交通安全教育センター	#21警視庁・SDA共催安全運転競技大会	

## 令和6年度会議等開催計画

No.	月日(曜)	会議名(場所)	備考
1	4/12(金)	4月定例会議(日本倶楽部 第四会議室)	済
2	5/17(金)	5月定例会議(日本倶楽部 第四会議室)	済
3	6/11(水)	令和6年度定時総会・懇親会(海運クラブ)	済
4	7/5(金)	7月定例会議(日本倶楽部 第四会議室)	済
5	8/23(金)	8月定例会議(日本倶楽部 第四会議室)	済
6	9/20(金)	9月定例会議(日本倶楽部 第四会議室)	済
7	10/18(金)	10月定例会議(日本倶楽部 第四会議室)	
8	11/8(金)	11月定例会議(日本倶楽部 第四会議室)	
9	12/4(水)	12月定例会議	忘年会とあわせ開催
10	1/10(金)	1月定例会議(神戸大学東京六甲クラブ会議室 (帝劇ビル地下2階))	
11	3月	令和6年度 総括理事会・懇親会	

定例会議へのご参加  
ありがとうございました。

